

業務速報

NO. 1205

2020. 4. 30

J R 東海労働組合

発行 木下 和樹

編集 森下 暢紀

申第33号

新型コロナウイルス感染の危険に さらされながら業務を遂行している 社員に対する手当の要求についての 窓口回答

本部は現時点、新型コロナウイルスの感染は収束する気配がなく、更に感染経路の特定できない感染者が増大しているとの認識があります。4月7日に発表された政府からの「緊急事態宣言」を受け、不要不急の外出を控えることが要請され、また、「3密」の防止、可能な限りの在宅勤務やテレワークへの勤務体制の変更が要請されています。

会社においても在宅勤務が行われ始めました。しかし、鉄道業の特殊性からして、在宅勤務が不可能な社員が多く存在しています。これらの社員は、目に見えないウイルスの感染の危険におびえ、緊張しながら業務を遂行しています。従ってこのような特殊事情の中で業務を遂行している社員に対して、特別な危険手当的な手当の支給をするべきであると判断し、会社へ手当の支給を要求しました。

申し入れの内容と会社回答は、以下の通りです。

記

1. 在宅勤務あるいはテレワークが不可能な業務に携わる社員に対して「危険手当」を支給すること。
2. 「危険手当」として1労働日につき、5,000円を支給すること。

(一括回答)

当社は、指定公共機関としての社会的使命を果たし続ける必要がある。事業継続性を維持するためには、手洗いやうがい、検温の励行等、感染予防に向けて社員ひとりひとりが体調管理に努めることが肝要であり、現下の状況において新たな手当を設ける考えはない。

以 上